

舞鶴市部活動地域展開推進会議開催要綱

(開催)

第1条 教育長は、舞鶴市立中学校(以下「中学校」という。)の生徒が所属する学校に関わらずやりたい活動に取り組むことができる環境の構築と中学校教職員の働き方改革を実現するため、部活動の地域展開推進に向けた課題について市民及び有識者等から幅広い意見を聴くため、舞鶴市部活動地域展開推進会議(以下「会議」という。)を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議では、中学校部活動の地域展開推進に関する事項について意見を聴取する。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから、教育長が選任する委員12人以内をもって構成する。

- (1) 部活動に識見を有する者
- (2) 地域のスポーツ団体及び文化団体代表
- (3) 保護者代表
- (4) 中学校の教職員代表
- (5) その他教育長が必要と認める者

(開催期間)

第4条 会議は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで開催する。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 教育長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 教育長は、会議で検討された事項について、より専門的な事柄に対する意見を聴取する専門部会を置くことができる。

- 2 部会員は、会議が推薦した者及び教育長が必要と認めた者をもって充て

る。

- 3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 専門部会は、教育長が開催する。
- 8 部会長が必要と認めるときは、専門部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 部会長は、専門部会での会議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、舞鶴市教育委員会教育未来課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が委員の意見を聴いて定める。

付則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。